

随 意 契 約 調 書	
工 事 (業 務 委 託) 名	麻生の浦大橋 2 号橋水道管撤去工事
工 事 (業 務 委 託) 場 所	鳥羽市 浦村町 地内
契 約 分 類	工事 業務委託 その他 ( )
契 約 概 要	<p>水道管撤去工</p> <p>水道管撤去工 φ200 L=200.0m  塗膜除去工(2回目) N=53.0箇所  素地調整2種ケレン N=53.0箇所</p>
契 約 期 間	令和7年4月28日 ~ 令和7年6月15日
契 約 年 月 日	令和7年4月28日
契 約 金 額	3,234,000円(税込み)
契 約 相 手 先	三重県四日市市小古曾東三丁目4番地56 ハイパークC号棟 濱田工業株式会社 代表取締役 濱田幹太
契 約 相 手 の 選 定 理 由	<p>本工事は、志摩建設事務所発注の「一般県道鳥羽阿児線(麻生の浦大橋2号橋)橋梁修繕(塗装塗替)工事(以下、県工事)」において架設する足場等を利用して、休止施設となっている水道管の撤去を行うものである。</p> <p>足場等利用時の効率的な安全管理体制の確保、及び経済性を考慮し、県工事と一体的に施工する必要がある為、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号の規定に基づき、県工事を受注した濱田工業株式会社と随意契約を行いたい。</p> <p>尚、鳥羽市契約規則第21条第1項第2号の規定に基づき、濱田工業株式会社1社のみ見積り徴取といたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
担 当 課	水道課